

を浴びる。確かにこれが「剽窃」であったことは事実である。けれどもカトリック陣営にしてみればもともとカトリックのものであった『フェルチエール辞典』（フェルチエールは身分としては聖職者階級に属していた）をオランダの亡命プロテスタントから取り返したつもりだったのかも知れない。

1743年に大幅な増補改訂を施した第4版を刊行、1752年の第5版を経て、1771年の第6最終版へと『トレヴー』は言葉の辞典としてますます充実の度を加えて行く。けれどもカトリックのイデオロギーの枠内にあったせいか、『百科全書』などに較べると当然思想的立ち遅れは隠せない。例えば後者の項目「寛容」（第16巻1765年）が高らかに信教の自由をうたっているのに対して、トレヴーはそれは1771年版ですら基本的には上で紹介した内容を踏襲しているのだ。但し、そのトレヴーも1771年には、上で問題にした加筆部冒頭を「この語は寛容論者の数が増すにつれて、非常によく使われるようになってい」と書き直さざるを得なかったのである。カラス事件（1762年）、ヴォルテールの『寛容論』（1763年）、寛容王令（1787年）を経て人権宣言へとつながっていく時代の流れが刻印されているということなのだろう。（26/12/1988）

注

- (1) Claude-Pierre GOUJET, *Bibliothèque française ou Histoire de la littérature française, etc.*(1741-1756), t. 1, 1741. p. 257. Slatkine Reprints, 1966による。
- (2) *Ibid.*, p. 250.
- (3) *Ibid.*, p. 241-242.
- (4) Antoine FURETIÈRE, *Dictionnaire universel contenant généralement tous les mots français, tant vieux que modernes, et les termes de toutes les sciences et des arts, etc.*, La Haye et Rotterdam, 1690. SNL-Le Robert, Paris, 1978による。
- (5) *Id.*, *Dictionnaire universel...*, *augm. p. Basnage de Beauval et revu p. Brutel de La Rivière*, La Haye, 1727. Georg OLMS Verlag, 1972による。
- (6) *Journal de Trévoux*, n° Mars et Avril, 1701. art. 13. Slatkine Reprints, 1968による。
- (7) *Dictionnaire universel française et latin, vulgairement appelé Dictionnaire de Trévoux*, Paris, 1743による。

（一橋大学法学部助教授）

展示紹介

—モンテスキュー生誕300周年、フィランジェーリ没後200周年に関連して—

社会科学古典資料センターでは1987年6月から『一橋大学ニュース』紙の「本学貴重書紹介」欄の連載と並行して、所蔵文献資料の展示を随時行ってきた。ここでは、そのなかから、1989年がモンテスキュー生誕300周年、また1988年がフィランジェーリ没後200周年にあたることにちなみ、2つのトピックをとりあげてみたい。

1. 『法の精神』のイタリア語版について

『法の精神』の普及のめざましきはよく知られている。初版の刊行（ジュネーヴ、1748年11月）から1年を閲せぬうちにヨーロッパ各地で少なくとも22種類の版が出回っていたと伝えられる。イタリア語訳の計画も、既に1747年以来『法の精神』の手稿を所持していたピエモンテの司祭 Ottaviano Guasco di Bricherasio によって進んでいたことが、モンテスキューの書簡から確認されるが、これは陽の目をみなかった。その理由は定かでないが、とまれ実際に『法の精神』のイタリア語訳が最初に出版されるのは、1750年のナポリ（Giovanni di Simone 書店）においてである。当時ナポリ王国は、1734年にポーランド継承戦争の混乱に乗じてパルマから南下したスペイン＝ブルボン家の幼王カルロによって宿願の独立を達成したばかりであった。その政府の中樞は、1737年にオーストリア＝ハプスブルグ領となったトスカーナから亡命したコルシーニ家を初めとする中部イタリアの都市貴族たちで占められていた。彼らはモンテスキューを、神聖ローマ帝国の支配に抗したイタリア都市共和国の賛美者、更には名目的な君主制下でそうした貴族的共和政治の伝統を再生せしめんとする自分たちの理想の代弁者として利用しようとした。このとき翻訳に携わった Giuseppe Maria Mecatti も、メディチ家最後の当主 Giangastone の司書であり、その御用歴史家も務めた人物であった。

こうしていわば新生ナポリ王国の国家的事業となった『法の精神』イタリア語訳の刊行は、直ちにローマ教皇庁の警戒するところとなった。ちょうど両者の間では、国家と教会の権限の画定をめぐる激しい闘争が展開されていた最中だったからである。そのため最終的な改訂版の上梓（モンテスキュー死後の1757年に F. Richer 編の4巻本著作集に収録される）まで判断留保の方針であった教皇庁は、ナポリ版の出現によって急遽『法の精神』の禁書目録への掲載を決定した（1751年11月21日）。ナポリ版の出現そのものも、全4冊の予定のうち最初の2冊を刊行しただけで頓挫してしまった。

『法の精神』がイタリア語に全訳されるのはそれから4半世紀近く経った1774年のことである。出版地はアムステルダムとなっているが、実はヴェネツィアの Zatta 書店から刊行された。訳者は不明だが、4巻本で最後には詳細な索引も付いている。しかし、この版は次の「ナポリ第2版」の成功の影に埋もれてしまう結果となった。

1777年にナポリの Domenico Terres 書店から出た4巻本の『法の精神』イタリア語版（古典資料センター所蔵）は、訳文自体は殆ど上記のヴェネツィア版から転用したものらしいが、一つ大きなセールスポイントがあった。Spirito delle leggi del Signore di Montesquieu con le note dell'Abate Genovesi と標題にもわざわざ掲げているように、「世界で最初の経済学講座」（1754年11月5日にナポリ大学に設置された）の主任教授として当時名声を博したアントニオ・ジェノヴェージ（Antonio Genovesi 1713-1769）旧蔵の『法の精神』（実物は散佚してまったが、1757年以降に刊行されたフランス語版の一つと推定されている）の欄外に残されていたという「評注」が収録されていることである。

この「評注」では、1750年のナポリ版の刊行の動機とは対照的に、『法の精神』に含まれる共和主義的要素こそが論駁の対象となっているのが興味深い。それは最も端的には、モンテスキューの法服貴族＝高等法院擁護論を＜フランス風の言い逃れ＞と批判して＜フランスを強大にしたのは貴族層ではなく、貴族層への圧迫である＞と指摘するところに表れている。これと関連して、民主制・貴族制・君主制に、それぞれの原理として「徳」「節制」「名誉」を振りあてるモンテスキューの所論に対しても、むしろ君主制にこそ「徳」が不可欠であると力説される。この「徳」

は何よりも「勤労」=「商業の精神」の育成の問題として、後進的なナポリ王国の経済発展にとって焦眉の課題であった。そうした所謂「啓蒙専制君主制」下の改革のプログラムを包括的に提示したのが、ジェノヴェージ門下の俊英ガエターノ・フィランジェーリ (Gaetano Filangieri 1753-1788) の『立法の科学』 La scienza della legislazione である。

尚、このジェノヴェージの「評注」付の『法の本質』は19世紀前半においてもイタリア各地で版を重ね、近年に至るまでイタリア語訳の定本としての位置を占め続けた。

2. 『立法の科学』の反響について

『立法の科学』の初版は1780年にナポリで最初の2巻が刊行された。第1巻の冒頭に置かれた「著作の計画」で、フィランジェーリは、モンテスキューは諸物の関係として捉えられた法を観察することを通じてあるがままの法を貫く理性を発見したが、自分はそのからあるべき法の諸準則を導きだそうとするのだと宣言する。そこで、この著作は次のような体系的な7篇構成となる筈であった—第1篇：立法の学の諸原理、第2篇：政治経済の法、第3篇：刑法、第4篇：習俗と教育、第5篇：宗教、第6篇：所有権、第7篇：父権と家族法。

1780年に出た第1巻と第2巻は、それぞれ上の第1篇と第2篇に対応している。1783年には第3篇が更に2部に分けられ、第3巻(第1部：刑事訴訟法)と第4巻(第2部：刑法)が出版された。次いで1785年には、第4篇が今度は3部に分けられ、第5巻(第1部：教育)・第6巻(第2部：習俗)・第7巻(第3部：公教育)が上梓されたが、この頃からフィランジェーリの身边は公私ともに多忙を極めるようになり(1787年には新設の「財政最高評議会」の一員となる)、遂に続編を世に問うことのないまま逝去した。僅かに第5篇の一部のみが遺稿として残されており1791年に第8巻として刊行された。

『立法の科学』は初版が出てから間もないうちに英・仏・独・西の各国語に翻訳され、その後も各地で版を重ねた。フィランジェーリに関する網羅的な書誌は未だに作られていないが、とりあえず米国議会図書館のカatalogを主にして調べた範囲でも、18世紀末から19世紀前半にかけて50に近い版本が確認される。古典資料センター所蔵の『立法の科学』は、1780~1791年にナポリで出た第3版(8巻本)と1817~18年にミラノで出た6巻本であり、後者の第6巻にはフィランジェーリの他の小論も含まれている。また19世紀の初頭にクストディが編纂した全50巻の『イタリア古典経済学叢書』の近代篇第32巻も『立法の科学』の第2巻だけを独立させて収録している。

だが、19世紀前半においては『立法の科学』は進歩と反動の両極から批判に晒されることになる。例えば、バンジャマン・コンスタン (Benjamin Constant 1767-1830) の『フィランジェーリ評注』。近代心理小説の先駆『アドルフ』の著者は、文学者としてのみならず、政治思想家としても重要な人物である。大革命から7月革命に至る19世紀初頭の激動期のフランスにあって、現実政治家としての変わり身の早さは時としてスキュンダラスでさえあり《Constant inconstant》と渾名されたほどであったが、その著作活動を通じては終始自由とプライバシーの擁護者のうちでもっとも雄弁な思想家》(I. バーリン『自由論』、小川晃一訳、みすず書房、1979年)として節を全うしたといえよう。『フィランジェーリ評注』は最初1822年に6巻本の仏訳フィランジェーリ著作集の第6巻として刊行されたものだが、かなりの評判を呼び、1826年にはイタリア語訳、28年にはスペイン語訳が単独で出版された。古典資料センター所蔵の1840年刊の仏訳フィランジェーリ著作集(3巻本)にも収録されている。

コンスタンは、この『評注』で、フィランジェーリが理想とした賢明な「立法者」は結果的に

は法を「上から」強制することで、民衆の「下から」の自由を押しえつづけるものだと批判している。同時に彼はフィランジェリーの商業自由論の中の保護主義的な残滓を激しく糾弾する。勿論、コンスタンもフィランジェリーを全面的に否定しているわけではない。『立法の科学』が背景とした時代とコンスタン自身の時代との間に経過した40年余りの歳月の意味を明らかにすることこそが彼の主眼であり、そのためにこそフィランジェリーにおける「法」や「自由」の理念の不徹底さを激しく突いている。18世紀の啓蒙主義と19世紀の自由主義との間の断絶と連続の両側面を鮮やかに示す興味深い文献である。

一方、古典資料センターには、『騎士ガエターノ・フィランジェリーの評伝』Elogio storico del cavalier Gaetano Filangieri [Napoli, 1788] という小冊子が所蔵されている。本書はフィランジェリーの最初のまとまった伝記であり、後にも屢々フィランジェリーの著作集等の巻頭に再録された。著者ドナート・トンマーシ (Donato Tommasi 1761-1831) は、ナポリの医者の子に生まれたが、法律を修めて弁護士として活躍するうちにフィランジェリーの知遇を得、その最も親しい友人・弟子となった人物である。1780年代にはフリードリッヒ・ミュンター (Friedrich Münter 1761-1830: 1790年にこの『評伝』を独訳する。古典資料センターはその再版〔1794年〕を所蔵) と共にナポリのフリーメーソン・クラブの中心的な指導者であった。1789年以降、シチリア総督の顧問官として同島の法典整備・立法事業に関与した。1815年ナポレオン時代の終焉によってブルボン朝が復古したナポリに帰郷、法務・内務相を歴て首相となる。1820年ナポリ革命の勃発に際して立憲制に反対してローマ(のちフィレンツェ)へ亡命した。晩年には『フィランジェリー評伝』を書いたのは若気の過ちであったと述懐したという。

フィランジェリーを批判的に継承したコンスタンと、師を否認するに至った弟子トンマーシ、その明暗を分かったものは何であったのだろうか。改革の18世紀と革命の19世紀の境には、言うまでもなく今年200周年を迎えるフランス革命とそれに続くナポレオン時代の歴史的経験があった。その意味を明らかにするためには、＜アンシャン・レジームは、フランス革命がそれに抗して勃発し闘った、まったく単一のブロックであるのではなくして、絶対主義的要素と共和主義的要素すなわち圧制の要素と自由の要素とを蔵した非常に多様な世界＞であるという指摘(フランコ・ヴェントゥーリ『啓蒙のユートピアと改革』、水田洋・加藤喜代志訳、みすず書房、1981年)が示唆的なように思われる。

* 本稿執筆にあたって参照した主要な文献は次のものです。

De Mas, Enrico. *Montesquieu, Genovesi e le edizioni italiane dello "Spirito delle leggi"*. Firenze 1971.

Feola, Raffaele. *Dall'Illuminismo alla Restaurazione. Donato Tommasi e la legislazione delle Sicilie*. Napoli 1982.

尚、イタリアにおけるモンテスキューの受容に関しては以下の研究があります。

Berselli Ambri, Paola. *Opera di Montesquieu nel Settecento italiano*. Firenze 1960.

Rotta, Salvatore. "Montesquieu nel Settecento italiano", *Materiali per una storia della cultura giuridica*. Vol. 1. Bologna 1971.

また、『立法の科学』は1984年にローマのPoligrafico dello Stato e della Zeccaから2巻本の新版が刊行されています。コンスタンの『評注』も収録され、有益な解説が付せられています。

(社会科学古典資料センター 奥田 敬)